

『特別定額給付金』
一律1人当たり10万円



お問い合わせ

神戸市特別定額給付金コールセンター ☎078-771-7493



Q：国民一人に配られる10万円（特別定額給付金）はどうやってもらえますか？

A：5月15日（金）から6月上旬ごろまでに世帯主へ書類が郵送されます。

必要事項を記載の上、本人及び口座確認書類と併せて返送すれば指定口座に振り込まれます。

給付開始は5月末から6月初旬を予定しており、子育て世代から順次段階的に給付されます。

マイナンバーカードをお持ちの方は、オンライン申請も可能です。窓口給付を希望の方はその旨を記載して返送してください。



●現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすること、●手数料の振込みを求めることは、絶対にありません。

『中小企業等への家賃負担の軽減』

1 不動産オーナーあたり最大 200 万円



お問い合わせ

神戸市総合コールセンター ☎078-333-3330



Q：会社経営者（事業主）です。家賃が一部軽減されると聞いたのですが？

A：軽減される可能性があります。

現時点（5/1）の神戸市独自の制度で、不動産オーナー1名に対して、対象期間2か月分の減額総額の10分の8、最大200万円の補助金が支給されます。支給条件は、不動産オーナーが、入居する店舗に対して家賃の半額以上を減額した場合などです。また1オーナーに対して、様々なケースの賃貸者がいらっしゃる事が想定されますので賃貸者が希望しても必ずしも軽減されるとは限りませんことをご承知おきください。
※経営者（事業主）に、減額相当分が支払われることは無いのでご注意ください。

※店舗の範囲については検討中により、随時ホームページ等で確認ください。

『小学校休業等対応助成金・支援金』

会社に対して1日上限 8,330 円 / フリーランス 1日あたり 4,100 円



お問い合わせ

学校等休業助成金・支援金、雇用助成金
コールセンター ☎0120-60-3999



Q：小学校や幼稚園が臨時休業の為、会社を休んで子供の世話をした場合は給与がもらえますか？

A：もらえるケースがあります。

給付条件を満たせば、会社に対して1日上限8,330円が助成されますので、給与として支払われる形になります。（正規、非正規どちらでも可。）
フリーランスは、1日定額4,100円。会社やフリーランスは必要書類の申請が必要ですが、従業員の書類申請は不要です（出来ません）。
給付条件は、従業員は会社から有給休暇を取得して休んでいる、フリーランスは業務委託契約等を締結しているなどいくつか条件があります。

『雇用調整助成金（コロナ特例）』

休業等助成1人1日上限 8,330 円



お問い合わせ

ハローワーク助成金デスク ☎078-221-5440



Q：会社から休むように言われて出社していません。その間の給与はもらえますか？

A：もらえるケースがあります。

給付条件を満たせば、会社に対して1日上限8,330円が助成されますので、給与として支払われる形になります。（正規、非正規どちらでも可。）
※自分が所属している会社の申し込み等については、会社内の総務や経理などの申し込みを行っている部署及び担当者に直接ご確認ください。